

第153号議案

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例(昭和30年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名中「職員等」を「職員」に改める。

第1条第4号を削る。

第2条第1項中「給与月額」を「給料月額」に、「100分の170」を「100分の145」に改め、同条第2項を削る。

第2条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の150」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の155」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例(平成14年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第1条中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第5条第4項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

(期末手当)

第7条 議員であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(職員の給与に関する条例第15条の5第1項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次項において

同じ。)し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段の議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の145を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第8条 前条に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の職員に対する期末手当の支給の例による。

第4条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の150」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正)

2 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成14年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例」を「議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

3 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例（平成19年島根県条例第28号）

の一部を次のように改正する。

第5条中「特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例」を「特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例」に、「第2条第1項」を「第2条」に、「同項中「給与月額」」を「同条中「給料月額」」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

4 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例」を「特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例」に、「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条後段を削る。